

## ◎大学等卒業による「測量士」登録の方

### 1. 登録申請に必要な書類

測量士の登録申請に必要な書類は、申請者の資格種別により、それぞれ次表のものがが必要です。

表1 資格種別と必要書類

資格種別		必要書類	測量士登録申請書	測量に関する実務の経歴証明書	卒業証明書	修了証明書	成績証明書又は単位修得証明書	登録通知書送付封筒(定形)
第1号	大卒 +実務1年		○	○	○※	—	○※	○
第2号	短大・高専卒 +実務3年		○	○	○※	—	○※	○
第3号	測量に関する専門の養成施設 +実務2年		○	○	—	○※	—	○
第4号	測量に関する専門の養成施設		○	—	—	○	—	○
第5号	測量士試験合格		○	—	—	—	—	○

※測量士補の登録をした際に、すでに提出している方は必要ありません。

#### (1) 実務経験年数

実務とは、実際に測量作業に従事した日数をいいます。

表2 実務経験年数

実務経歴	従事期間及び従事日数	教員等の場合
実務1年	従事期間1年以上かつ従事日数が225日以上	教職1,800時間以上
実務2年	従事期間2年以上かつ従事日数が450日以上	教職3,600時間以上
実務3年	従事期間3年以上かつ従事日数が675日以上	教職5,400時間以上

#### (2) 測量作業の実務について

- ・従事日数として計上できるのは、測量の実務に限ります。
- ・作業現場への往復時間、休憩・休息时间、打合せ、立会い等は、計上できません。  
なお、従事した実働時間数8時間で1日とします。  
(例：実働時間が1日4時間を2日従事した場合、従事日数は1日となります)

#### (3) 学校における測量教職経験の場合

- ・教授の時間のほか、教授に必要な資料等の作成時間を含みます。  
ただし、資料等の作成時間が、教授の時間を超えることは認められません。
- ・測量学の教授のみ、測量学実習のみの経歴は、実務経歴として認められません。

## 2. 登録申請について

### (1) 登録免許税の納付

測量士登録申請には、登録免許税（課税額：30,000円）が課税されます。納付は、収入印紙又は現金のどちらでも納付できます。

**表3 登録免許税の納付方法**

納付方法	入手方法等	注意事項
収入印紙	郵便局、郵便切手類販売所で購入	都道府県の収入証紙・登記証紙等は不可
現金	「国税収納金整理資金納付書」利用 (税務署、日本銀行歳入代理店又は郵便局にて入手)	税務署・日本銀行歳入代理店又は郵便局で納付 ・「納税署の税目番号」欄は、「221」 ・「税務署名」欄は、「土浦」（これ以外は不可） ・「税目」欄は、「登録免許税」 ・「住所、氏名、税額」を記載

### (2) 測量士登録申請書（国土地理院HPからダウンロードできます）

- ・規定の様式によります。（片面印刷、両面印刷どちらでも可）
- ・記載例、記載要領を参照のうえ、作成をお願いします。

### (3) 測量に関する実務の経歴証明書

- ・記載例、記載要領を参照のうえ、楷書又は印字で明確に記載してください。（パソコン等による作成も可）
- ・測量士補未登録の場合、実務の経歴の作業種類に制限があります。  
※別途、測量作業に関する資料の提出を求めています。

### (4) 添付書類

- 1) 測量士補登録済又は未登録による添付書類について  
次表のとおり、区分により添付書類の内容が異なりますので注意して下さい。

**表4 必要な添付書類について**

区分	詳細区分	必要な書類	備考
測量士補登録済の者	測量士補の登録時と資格種別が同一の場合	添付書類は必要ありません	
	測量士補の登録時と資格種別が違う場合 (例：測量士補試験合格で登録した者が、 大学卒業し実務1年以上の資格で登録を行う場合)	①卒業証明書 ②修了証明書 ③成績証明書又は 単位修得証明書	①又は②及び ③を添付
測量士補未登録の者		①卒業証明書 ②修了証明書 ③成績証明書又は 単位修得証明書	①又は②及び ③を添付

- 2) 卒業証明書・修了証明書及び成績証明書の詳細  
登録申請書及び実務の経歴証明書以外の必要な書類は、次表のとおりです。

**表5 必要書類の注意事項について**

必要書類 (正本に限る。コピー不可)	様式等に関する注意事項
1. 卒業証明書 (大学、短大、高専を卒業された者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式は、学校等の所定のものに限る。</li> <li>・卒業(修了)見込は不可</li> <li>・学科等で、専攻・コース等を選択された方は、必ず専攻・コース名等の記載された証明書を添付する。</li> </ul>
2. 修了証明書 (測量に関する専門の養成施設を卒業された者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式は、学校等の所定のものに限る。</li> <li>・卒業(修了)見込は不可</li> <li>※平成16年3月以前の卒業者は、卒業証明書を添付する。</li> </ul>
3. 成績証明書又は単位修得証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式は、学校等の所定のものに限る。</li> <li>・卒業(修了)見込は不可</li> </ul>

3) 成績証明書等に関する注意事項

成績証明書等は測量法施行令第14条に規定される学科又は科及びその他により、成績証明の内容が異なりますので、注意してください。

**表6 測量法施行令第14条に規定される学科等について**

区分	学科名等	成績証明書又は単位修得証明書の 内容	備考
測量法施行 令第14条 (イ)	土木工学科(土木科)、農業土木工学科 (農業土木科)、林学科(林科)、採鉱 学科(採鉱科)	[成績証明書又は単位修得証明書] 測量学及び測量学実習の単位数、 合否の別が証明されているもの	学科全体としての認 定ではなく、専攻・ コース等で認定され ている場合には、専 攻名・コース名等の 記載された証明書を 添付してください
測量法施行 令第14条 (ロ)	天文学科、地球物理学科、物理学科、数 学科、地理学科又は地質学科	[成績証明書] 全科目名、単位数、単位修得の合否 の別が証明されているもの	
その他	国土地理院長が認定した学科(測量法施 行令第14条に規定する学科に相当する学 科等)	[成績証明書] 全科目名、単位数、単位修得の合否 の別が証明されているもの	

注) 専攻・コース等の記載は、証明書等のいずれかに記載されていれば結構です。

注) 大学に編入学・再入学した場合は、卒業証明書と成績証明書のほか、編入学・再入学前の成績証明書を添付してください。

**3. 登録申請書記載内容の審査、確認について**

登録申請書及び実務の経歴証明書の記載内容について、確認をさせていただくことがありますので申請書の備考欄に連絡先を記載ください。

また、記載内容について、修正等が必要な場合、登録申請書一式を返送する場合があります。

#### 4. 登録及び登録通知書の交付

「登録申請書」の記載事項を審査し、測量士となる資格を有することが認められたときは、「測量士名簿」に登録され、「登録通知書」を送付します。

通常、「登録申請書」を国土地理院が受理してから、「測量士名簿」に登録されるまでの標準事務処理期間は、50日間です。ただし、登録申請時期（卒業時期・試験合格者の発表後等）によっては、事務処理期間が延長する場合があります。

#### 5. 登録申請書の提出先

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省国土地理院  
総務部総務課 試験登録係

#### 6. 封筒

登録申請書提出の際の封筒は、角形2号（A4判サイズ）で、差出人氏名、郵便番号、住所を明記し、申請に必要な書類を折らずに同封し、必ず「簡易書留」で送付して下さい。普通郵便で提出された場合、紛失等による責任は負いません。

また、登録通知書を送付するため返信用封筒を同封して下さい。

返信用封筒は、定形封筒（23.5cm×12cm以内）、郵便番号・住所・宛名を明記のうえ、所要の切手（84円）を貼付して下さい。

【ご注意ください】 切手が不足している場合は登録通知書をお送りすることができません。  
返信用として定形外の封筒を使用される場合は120円分の切手が必要です。